

会 議 録

1. 会議の名称 令和 2 年度 松川町固定資産評価審査委員会
2. 開催の日時 令和 3 年 3 月 26 日（金） 午前 9 時 00 分～午前 10 時 00 分
3. 開催場所 松川町役場 2 階 委員会室
4. 出席者氏名
 【固定資産評価審査委員】 林委員、宮澤委員、福島委員
 【固定資産評価審査委員会事務局】 米山係長
 【課税庁】 宮下町長、矢澤課長、望月係長、三石主任、北村主事
5. 議題（公開） 別紙参照
6. 非公開の理由（会議を非公開とした場合） —
7. 傍聴人の数 0 人
8. 会議資料の名称 別紙参照
9. 審議の概要 下記のとおり

 （1）開会 [矢澤課長]

 （2）町長あいさつ [宮下町長]

 （3）新委員の紹介 [福島委員]

 （4）委員長の選任について
 委 員 長 林 貞喜
 委員長代理 宮澤 憲司

 （5）委員長あいさつ [林委員長]

(6) 協議事項

① 令和 2 年度固定資産税の課税状況について [説明：課税担当課]

- ・ 固定資産課税台帳閲覧・縦覧及び課税明細書の問合せ状況について
- ・ 固定資産評価の年度別推移について
- ・ 固定資産家屋新增築件数の年度別推移について

【委員からの意見・質問】

－ なし －

② 令和 3 基準年度評価替えに向けた取り組みについて [説明：課税担当課]

【委員からの意見・質問】

(委員)

今回の評価替えで大きく見直しを行うことになるが、周知等の状況はどうか。

(担当課)

広報まつかわの中で何回か広報を行っている。また、チャンネル・ユーの役場だよりでも広報を行った。間もなく新年度を迎えるが、納税者が自分の評価額を確認する縦覧・閲覧制度の案内や、納税通知書の同封文書で手厚く説明するようにしたい。

(委員)

宅地状況類似地区を 29 地区から 53 地区へ増やすことは良いことだと思う。ただし気になる点もある。片桐松川を挟んだ地域は国道を境に南北が一括りになっている。今から再検討することは難しいと思うが見解はいかがか。

(担当課)

通常であれば大規模な河川等により地形が分断されていれば状況類似地区を分けることにつながる。評価の精度を上げるためには必要に応じて状況類似地区を細分化することが求められるが、細分化するほど標準宅地の鑑定料等で発生する経費も増えてしまうため、そのバランスを考慮した。片桐松川の両岸はいずれも事業所が集積する中に一般住宅が散在しており、利用状況や価格差に大きな違いが認められないことから同一の状況類似地区とした。

(委員)

今回の評価替えを行うことによる固定資産税の増減はどうか。

(担当課)

町全体としては評価替えの前後で税収が大きく変わることはないと考えている。た

だし、固定資産税には負担調整措置と呼ばれる制度があり、前年度課税標準額を新年度評価額で除した数値（負担水準）により新年度の課税標準額を決定している。令和３年度では税制改正により、新型コロナウイルス感染症に伴う税負担の軽減制度が設けられた。前年よりも評価額が上昇した場合、新年度課税標準額は前年課税標準額が据え置きとなり、評価額が下落した場合は課税標準額も下落する。評価替えの影響により個々の土地評価額はそれぞれ上下落するが、税額は据置または下落となるため、町全体での固定資産税収は減少する見込みである。

（委員）

全国的に地価が下落する中で、評価替えの前後で評価額が変わらないと解釈しているのか。

（担当課）

地価が現在の水準のままと仮定して説明した。実際には状況類似地区の見直しや市街地宅地評価法の導入等に加えて地価の下落が加わるため、全体的な税収の傾向は減少する見込みである。

（委員）

路線価を導入する地域について、路線価は私道にも付設するのか。

（担当課）

私道は状況に応じて課税と非課税の２種類が生じる。非課税とする私道は３画地以上の進入路として利用されているものとし、それ未満の場合は課税となる。路線価導入地域内の全ての画地は必ず路線価を付設した路線に接するため、場合によっては私道にも路線価を付設している。なお、私道に路線価を付設した場合は公道とは異なり一定の補正率を行い、私道であることを考慮しています。

（７）閉会　　〔矢澤課長〕